

休業指示に係る就業規則等の改正に関する

申2号 解明申し入れ 団体交渉(1回目)を行う! その①

1. 新型コロナウイルス感染状況等を踏まえた現状認識について明らかにすること。

組合：どのような状況、事態に陥ると第2波になるのか。
会社：基本的には政府の発表などで会社として判断していくということになる。
組合：想定している更なる新型コロナウイルス感染症のリスクはどのように捉えているのか。
会社：状況は不透明だということ。第2波に備えて休業の整備をするかは1対1ということではない。

2. 新型コロナウイルス感染症防止対策としてこれまで行ってきた新たなワークスタイル・ライフスタイルへの評価及びテレワークや自宅待機の勤務認証の実績について明らかにすること。

組合：新たなワークスタイル・ライフスタイルを進めてきた中での会社として現段階における評価は。
会社：テレワークにシフトしたことでこれまで進めてきたことが一定の評価、成果となってコロナ禍でも仕事をする、続けることができたと考えている。
組合：ここでは勤務認証の実績について問うているので示せる部分があれば示してもらいたい。
会社：自宅待機は大体1,000を超える程度の規模感、テレワークは概ね5,000超程度の規模であったというところである。
組合：1,000という中で運輸、営業、設備が大体4・4・2くらいなのか。
会社：そのような感じになる。

4. 休業指示を行う場合の「業務量の減少その他経営上の都合」に対する考え方と具体的な想定について明らかにすること。

組合：業務量の減少以外の経営上の都合というのは何があるのかということを示してもらいたい。
会社：業務量の減少を代表例とするその他というのは特にどのような現象かと言っても、業務量の減少その他経営上の都合という一括りということであるから、具体的にこの内容は何だと言われても中々ちょっと難しいのが現状になる。
組合：待命休職の実績はあるのか。
会社：この間、待命休職を命じた例はない。
組合：自然災害や台風などで行った一部の計画運休も含まれるのかということが、考えとしてあるのか。
会社：台風とか、東日本大震災のようなときは復旧しなければいけないので、業務がある。本当に会社として業務ができなくなるというか、縮小せざるを得ない状況になったときをイメージしている。
組合：基本的には何か発生したリスクや事象に対して即休業で即対応するというイメージではないということでしょうか。
会社：そうだ。

3. 今施策を実施する理由について明らかにすること。

組合：実施する理由・目的について詳細を示すこと。
会社：新型コロナウイルスへの将来にわたる様々なリスクや背景的には感染症自体も収束はしておらず、直近でも増えつつあるという状況である中での備えというところと、100分の60を固定しているという柔軟な対応ができないというところから今回の制度改正を行うに至った。
組合：これまで就業規則に休業という規定を明文化しなかった。また、100分の60というのも変えてこなかったというところからしてなぜ今回なのか。
会社：一時的にお客さまがかなり減っているところに対応するにあたり休業を選択肢としては考えていかなければならないという中において、必ず平均賃金が100分の60なのかというところも課題としてはあるという中で今回提案した。
組合：社員等が安心して働ける環境を整える観点という表現について職場では非常に疑問視をする声が出されている。今回この施策を実施するにあたって会社として想定しているメリット、デメリットを聞かせてもらいたい。
会社：休業という言葉はやはりネガティブになる。柔軟な対応、100分の60以上を明記することで休業しつつも休業後には業務が戻ってくれば引き続き業務を担っていただきたいというところで、そういう意味での安心して働ける環境というところだと会社としては考えている。
組合：雇用の維持等を図る観点というような表現もされている。どう考えているのか。
会社：業務量が回復すれば通常通り業務に携わっていただくことも可能となるので、そうした意味で雇用の維持には繋がるという側面はある。
組合：雇用維持という表現が出てくると、やはりコスト管理、コスト・人件費を抑制するためにこれをやろうとしているのではないのかという受け止めが強いので、そういうことに重きを置いているということではないということが確認できればいい。
会社：この提案をもって直ちに休業を実施するということを意図したものではない。様々な状況を見極めながら、そうした場合に対応ができるように整備するということである。
組合：仮に100分の100にならなかった場合は今よりも現場で働く者からするとデメリットしか感じない。その辺はどうか。
会社：自宅待機として確保しておけば、あとは休業でいいというような場合は100分の100として取り扱うことは減額しないということで、そういうことも有り得ると思う。